

損害保険代理業等の定款事業目的への記載について

法人として事業を営むにあたっては法人登記において定款を作成し、自社が実施する可能性のある事業を漏れなく記載しておく必要があり、定款に記載されていない事業は行うことができないこととなっております。

そのため、事業運営を行っていく途中で、新たに事業目的以外の事業（少額短期保険代理業・損害保険代理業等）を行う場合には、定款及び登記にその旨の目的追加が必要となります。

その場合、変更登記費用、司法書士手数料等の費用や手続きが発生することとなりますが、コンプライアンス上、対外的には会社の信用を失ってしまう可能性も考えられますので、貴社の定款事業目的について、今一度ご確認くださいませようお願い致します。

参考

民法

(法人の能力)

第34条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。